

私たちのリーダーを選ぶ 松前町長選挙を行います

12月10日任期満了に伴う松前町長選挙を行います。

私たちのリーダーを選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

詳細は、広報まさき11月号でお知らせします。

▼投票日 11月24日(日)



【立候補予定の皆さんへ】

事前説明会を行います。立候補予定の人は、必ず出席してください。

▼日時 10月25日(金) 10時～

▼場所 役場3階大会議室

立候補予定者1人につき、説明会参加者は2人以内とします。

詳しくは、町ホームページで確認してください。

●選挙管理委員会

☎985-4132

国民年金保険料 離職による特例免除制度をご利用ください

離職により国民年金保険料を納めることができない人は、納付が免除される「特例免除制度」が利用できます。

免除を希望する人は、次のものを持参して、年金事務所か町民課で手続きをしてください。

【持参物】

①雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票

②年金手帳

③本人確認できる身分証明書

※学生はこの制度を利用できません。学生納付特例制度を利用してください。

※世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者が所得要件を満たしている必要があります。詳しくは、左記にお問い合わせください。

●松山西年金事務所国民年金課

☎925-5105

町民課住民係

☎985-4106

平成30年度 松前町財政健全化指標 町の財政は健全です

平成30年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

◆健全化を判断する比率（単位：%）

指 標	松前町	早期健全化 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備 考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.16	20.0	
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.16	30.0	
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	9.0	25.0	35.0	前年度 9.1
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	79.1	350.0		前年度 78.5

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。

◆資金不足の比率（単位：%）

区 分	資金不足比率	経営健全化率
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示しています。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

●財政課財政係

☎985-4101

【解説】松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

10月7日から13日までの行政相談週間に合わせ
特別行政相談所を開設します

行政への苦情や要望などを中立的に解決に当たるのが行政相談です。相談無料で、秘密は厳守します。

【特別行政相談所(今回のみ)】

▼日時 10月7日(月) 10時～15時
▼場所 東公民館

▼相談員 行政相談委員 鶴家澄成さん、石丸幸子さん

【定例の行政相談所(月1回)】
まさきお役立ちカレンダーで、日程を確認してください。

☎総務課広報情報係

☎985-4132

町県民税・各種保険料(税)の特別徴収
10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。今まで普通徴収(納付書や口座振替)で納めていた人のうち、10月から特別徴収が始まる人がいます。対象となる人には、6～7月に通知書を送っていますので確認してください。特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、令和2年度4・6・8月に納める額は、元年度2月に納める額と同額です。

	元年度						2年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
支払月									
徴収区分	特別徴収(仮徴収) または 普通徴収			特別徴収(本徴収) 元年度税(保険料)額ー 徴収済額			特別徴収(仮徴収) 元年度2月に納める額と同額 ※町県民税は 公的年金に係る 元年度税額の 1/6 相当額		

保険課保険料係(介護保険料・後期高齢者医療保険料)
☎985-4227

第44回まさき文化祭を開催します

芸術の秋 松前の文化に触れてみませんか

▼日時 10月26日(土) 10時～16時
10月27日(日) 10時～15時30分
▼場所 松前総合文化センター
▼内容
・芸能発表、お茶席など(広域学習ホール)
・作品展示会(文化センター1・2階・3階)



・【26日のみ】
福祉ふれあいフェア
(福祉センター)
・【27日のみ】
フリーマーケット
(役場庁舎前駐車場)
※雨天時は、松前公園体育館
☎社会教育課生涯学習係
☎985-4135



参加者を募集します

松前町ふれあい健康マラソン大会

▼日時 12月8日(日) 9時～
小雨決行(予備日12月15日)
▼集合場所
松前町国体記念ホッケー公園
▼コース
松前町国体記念ホッケー公園周辺
▼種別
①【新設】フレッシュユース(約1km)
・キッズの部(小学生男女3年生以下)
②ふれあいコース(約2km)
・小学生男子の部(4年生以上)
・小学生女子の部(4年生以上)
・中学生女子の部
・ファミリーの部

③ふれあいコース
(約3km)
・中学生男子
④挑戦コース(約5km)
・高校生以上の男女



▼参加資格 町内に在住しているか
していた人、在勤、在学している
健康な人

▼申し込み方法 社会教育課、松前公園、文化センター、東・西公民館にある申込書に必要事項を記入し、各窓口に提出してください。

▼締め切り 11月15日(金)
☎社会教育課社会体育係

☎985-4138

インフルエンザ予防接種を受けよう

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかるといわれていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。次に該当する人には、接種費用を助成します。

〈64歳以下の国民健康保険加入者〉

- ▶助成対象者 申請時、世帯主に町税と国保税の滞納がない世帯に属し、町税を滞納していない人(右記◎は除く)
- ▶助成額 1人 1,000円(1,000円未満のときは実費)
- ▶助成回数 年度内1人1回
- ▶申請期限 3月31日◎
- ▶申請方法 窓口申請書を提出
- ▶申請に必要な物 ①領収書(予防接種名、接種者の氏名、病院名、接種日、料金、領収日が明記してあるもの) ②保険証 ③認め印(朱肉を使うもの) ④世帯主と接種者のマイナンバーが分かるもの ⑤身分証明書 ⑥世帯主名義の口座が分かるもの
- ▶申請窓口 保険課医療保険係

〈65歳以上の人〉

◎60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む。

- ▶助成対象者 町に住民登録のある人
- ▶助成方法 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い。
- ▶個人負担 1,000円(生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行ってください)
- ▶助成回数 下記期間内 1人1回
- ▶助成期間 10月15日◎～12月31日◎
- ▶接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する60～64歳の方は、身体障がい者手帳または医師の診断書)

(64歳以下の国保加入者の接種のこと)

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

(65歳以上の接種のこと)

☎健康課保健センター係 ☎985-4118

交通災害共済に入りませんか

随時加入
受け付け中

- ▶加入資格 町に住民登録のある人か、加入者の被扶養者で町外在住の人
- ▶掛け金 大人700円 中学生以下300円
- ▶共済期間 加入日の翌日～令和2年3月31日◎
- ▶募集期限 令和2年3月30日◎
- ▶申し込み方法 申込用紙を町民課の窓口提出し、掛け金をお支払いください。

☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228

コミュニティ助成で集会所を快適に

(一財)自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業で、北川原集会所に空調設備が整備されました。

☎町民課コミュニティ係
☎985-4228



在宅医療・介護連携研修会
前向きに老いを考えるヒントをもらおう

「老い」は避けては通れないものですが、そんな将来を考えて不安になるのはもう終わり。前向きになれる考え方を学びましょう。

▼日時 11月19日(火)
13時30分～15時30分
▼場所 文化センターふれあい展示室
▼定員 180人

▼受講料 無料
▼講師 NPO法人メイアイヘル
プユニ理事 鳥海房枝さん
▼申し込み方法 電話申し込み
▼締め切り 10月21日(月)
▼申込先・問い合わせ
健康課地域包括支援センター係
☎985-4205

▶入所対象児童と定員 (年齢は令和2年4月1日時点)

《町立保育所》

保育所	定員	受入年齢	時間※()はⒶ	延長保育	所在地	電話
松前ひまわり保育所	150人	6カ月～	7時～18時 (7時30分～12時30分)	～19時	北黒田	984-2511
黒田保育所	60人	6カ月～	7時15分～18時15分 (7時30分～12時30分)	—	北黒田	984-1358
小富士保育所	60人	6カ月～		—	大 溝	984-1161
白鶴保育所※1	60人	1歳児～		—	上高柳	984-1088

《私立保育園》

保育所	定員	受入年齢	時間※()はⒶ	延長保育	所在地	電話
岡田保育園	50人	6カ月～	7時15分～18時15分 (7時30分～12時30分)	—	西高柳	984-2730

《私立認定こども園(保育所部分)》

保育所	定員	受入年齢	時間※()はⒶ	延長保育	所在地	電話
エンゼル幼稚園	70人	6カ月～	7時～18時 (7時～12時30分)	～19時	西古泉	984-6411
コモドまさき園	39人	4カ月～	7時～18時 (7時～18時)	～19時	西古泉	985-1343
青葉幼稚園※2	75人	6カ月～	7時30分～18時30分 (7時30分～12時30分)	—	徳 丸	984-1361

※1 1歳児以上の利用は、基本的に幼児食に移行している子どもが対象です。

※2 令和2年4月に開園予定のため、内容が変更になることがあります。

松前町臨時職員、随時募集中

- ①保育士 ②保育士(パート)
③保育所補助員(パート)

勤務場所は町立保育所で、募集人数は①③5人程度、②若干名です。個別に面接を行い、決まり次第締め切ります。詳しくは町ホームページを確認してください。

☎総務課職員係 ☎985-4113



大事なお知らせ

●保育の利用希望者が増えているため、受け入れ可能人数を超える申し込みが予想されます。**申し込みをしても入所(園)できない場合がある**ことをご了承ください。

●5月以降の園児募集は、毎月2カ月前の月末が締め切りです。審査結果は、利用開始希望月の前月中旬ごろに郵送します。



令和2年度4月入所(園)

保育所・認定こども園(保育所部分)
入所(園)児童を募集します

●受付期間
10月1日(火)～31日(木)
8時30分～17時15分
(土・日・祝は除く)

▶申込要件 保護者が①～⑦のいずれかに該当していること。

- 働いている場合(休憩を除き月64時間以上)
- 妊娠中か出産後間がない場合
(出産予定月とその前後2カ月ずつの最長5カ月)
- 病気か心身に障がいがある場合
- 長期にわたり、病気や心身に障がいがある親族を常に介護している場合
- 震災、風水害、火災などの災害の復旧に当たっている場合
- 保護者が求職活動(起業の準備含む)を継続的に行っている場合
- 保護者が就学(職業訓練校などの訓練含む)している場合 など

▶申し込み方法

家庭状況等により、提出書類が異なります。窓口で聞き取り後、必要書類をお渡ししますので、期間内に全てそろえて提出してください(書類は、福祉課、各保育所(園)や認定こども園で配布中)。

▶申込先

【新規】 第1希望の施設で申込先が異なります。

- ・町内の認定こども園の場合 利用希望施設か福祉課保育幼稚園係
- ・上記以外の場合 福祉課保育幼稚園係

【継続(転園も含む)】

- ・町内の各施設の場合 利用中の各施設
- ・上記以外の場合 福祉課保育幼稚園係

▶入所決定

3月上旬までに審査結果を郵送します。その後、各施設での面談や利用契約を終えると利用が決定します。

▶保育料(利用者負担額)

【0～2歳児クラスの児童】

- ・入所児童の父母など、扶養義務者の市町村民税所得割額によって決定します。

【3～5歳児クラスの児童】

- ・保育料は無料ですが、通園送迎費、給食費、行事費や延長保育料などは、保護者負担です(ただし、年収360万円未満相当世帯の全ての子どもとその他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつなど)費は免除)。



10月1日は浄化槽の日です

「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などを定めた浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことにより制定されました。

▼浄化槽の適正な維持管理を

合併浄化槽は、町の水環境保全のために重要な施設です。微生物が汚水中の有機物を分解する働きを利用して、台所やトイレなどから出る汚水をきれいにしています。現在販売している合併浄化槽の性能は、単独浄化槽に比べ格段に良くなっており、下水処理場の二次処理と同程度の処理ができます。

しかし、適正な維持管理を行わないと、汚れた水が流れ出します。浄化槽設置者は、法律で義務付けられている①保守点検②清掃③法定検査を忘れずに行いましょう。

●公益社団法人愛媛県浄化槽協会

☎ 925-2661

▼浄化槽設置整備事業補助金

町は、下水道事業認可区域外の地域で合併浄化槽を設置するときに、工事の一部を補助しています。詳しくは、お問い合わせください。

●上下水道課業務係

☎ 985-4126

愛媛県獣医師会実施 町で申請受け付け
野良猫（地域猫）の避妊手術を支援します

愛媛県獣医師会では、殺処分される野良猫を減らすため、避妊手術を無料で行っています。申請の受け付けは役場で行いますので、詳しくはお問い合わせください。

▼対象猫 生後6カ月以上の雌の野良猫（地域猫）

▼実施頭数 県内で約140頭

※応募多数の場合は選考し、支援決定者には11月中旬ごろまでに結

果を送付します。

▼申し込み方法 認め印（朱肉を使うもの）を持参し、町民課生活環境係にお越しください。

▼申込期間

10月1日（火）～31日（木）

●町民課生活環境係

☎ 985-4117

愛媛県獣医師会

☎ 948-5367

環境にやさしい買い物をしよう

10月は、「環境にやさしい買い物キャンペーン月間」です。あなたのちょっとした行動が、ごみの減量化など地球環境の改善につながります。

皆さんも次の点に配慮しながら、環境にやさしい買い物をはじめてみませんか。

▼環境にやさしい買い物の例

・レジ袋を断り、マイバッグ（買い物袋）を使う
・必要な物に必要なだけ買う

・地元産や旬のものを選ぶ
・包装はできるだけ少ないものを選ぶ

・古紙使用のトイレットペーパーなど、再生品を選ぶ

・容器が再使用できるものを選ぶ

・長く使えるものを選ぶ

・家電などは省資源、省エネルギーのものを選ぶ

・エコマークやグリーンラベルなど、環境ラベルの有無をチェックする

●町民課生活環境係

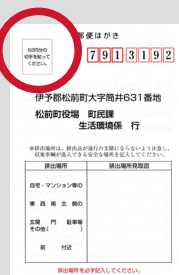
☎ 985-4117

切手が62円から63円に
粗大ごみの申し込み時に注意

ごみカレンダーに付いている申し込みはがきで粗大ごみの収集を申し込む場合には、63円分の切手を貼る必要があります。

10月からの消費税増税に伴い郵便はがきの郵送料が63円となりました。申し込みはがきには、「62円分の切手を貼ってください」と記載されていますが、63円分の切手を貼るようお願いします。

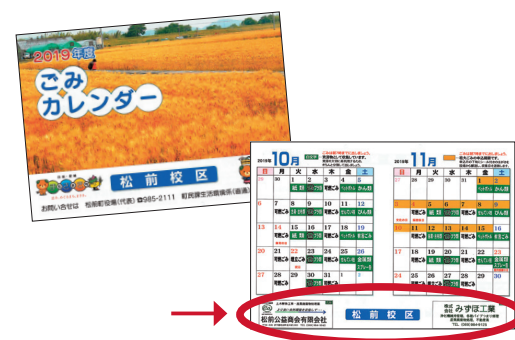
10月以降、粗大ごみの収集を郵送はがきで申し込むときは注意してください。



●町民課生活環境係
☎ 985-4117

令和2年度松前町ごみカレンダー
ごみカレンダーに
広告を載せませんか

- 発行部数 1万6千部予定（北伊予・岡田校区 8,500部、松前校区 7,500部）
- 配布方法 各区長を通じて各戸配布と役場、東・西・北公民館で窓口配布
- 掲載場所 カレンダー1月につき下段に1枠（広告の掲載枠数は1枠単位。一つの申し込みで12枠まで掲載できます）
- 広告サイズ 縦30ミリ×横80ミリ（最大）
- 広告掲載料 1枠2万円
- 申し込み方法 募集要領と松前町広告事業実施規程を確認の上、申込書に広告原案を添えて、郵送、FAXかメールで提出してください。



さい。募集要領などはホームページからダウンロードできます。

●締め切り 11月29日（金）

●申込先・問い合わせ

〒791-3192

松前町大字筒井 631 番地

松前町役場 町民課生活環境係

☎ 985-4117 FAX 984-8951

✉ 142seikatsu@town.masaki.ehime.jp

伊予歯科医師会監修

口と全身の健康のお話



(6) 食医の話①

皆さんは、食医という言葉聞いたことがありますか。食医とは、健康の維持増進のために食の管理をする医師のことで、古来より上医とされてきました。子どもたちの健全な発育にとっても、食育は欠かせません。実は、食医の立ち位置に最も近い所にいるのが、口の健康管理を預かる歯科医師なのです。

患者さんがどんな食生活をしているのかは、口を見ればおおよその想像がつかます。唾液の状態、歯ぐき、舌や口腔粘膜の状態から察しがつくのです。糖質・脂質の摂取過多が疑われたら、す

歯を大切に

ぐにアドバイスをします。特に、唾液は血液から作られるので、ねとねとしていれば、糖や脂肪の取り過ぎを疑います。高齢者の場合は脱水を考慮しなければならぬこともあります。

こうした、生活の基本的背景の改善を抜きにして、いかに口腔ケアを徹底しても、歯周炎を治めるには限界がありますし、糖過多や口の渇きによって、多発する歯ぐきの炎症や虫歯は抑えることができません。

訪問現場では、脳卒中などで食材をそしゃくしたり、飲み込んだりすることが難しくなった要介護者の支援をします。口のリハビリをしっかり行い、機能を支えたとともに、食形態を食べやすい性状のものに変更したりします。こうして、口から食べるための支援を行うのも歯科医師の大きな使命なのです。